

特記仕様書

第1条（目的及び業務内容）

本業務は、阿南市内に点在する道路照明灯等の維持管理を目的とした修繕業務であり、道路照明灯の点灯及び消灯の確認作業（上半期業務に限る）、またはランプ、安定器及び照明灯具の取替・修繕作業（以下「当該業務」という。）を行うものである。受注者は、発注者からの修繕指示に基づき、工法確認を行った上で、作業にとりかかるものとする。

第2条（現場責任者）

1. 受注者は、公共施設維持管理業務（除草・剪定等）委託（請負型）契約書第6条第1項に基づき、「現場責任者届」を契約後10日以内（10日以内に現場作業を開始する場合は、業開始の前日まで）に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。
なお、この「現場責任者届」の提出後、その内容を変更しようとする場合は、監督員と協議しなければならない。また、監督員との協議により変更が認められたときは、変更日から10日以内に監督員に変更した「現場責任者届」を提出し、確認を受けなければならない。
2. 受注者は、前項の「現場責任者届」に次のものを添付しなければならない。
 - (1) 現場責任者と受注者との直接的な雇用関係が確認できるもの
(健康保険証の写し等)
<直接的な雇用関係>
現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含まない。
 - (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条第2号イ、ハ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

第3条（土木工事共通仕様書の適用）

1. 本業務は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。
2. ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

第4条（交通誘導警備員等）

1. 本業務においては、交通整理の必要日数として、5日を見込んでいる。配置人員として、交通誘導警備員Aを合計5名（交替要員無し）、交通誘導警備員Bを合計10名（交替要員無し）見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。
交通誘導警備員Aとは、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員をいう。
交通誘導警備員Bとは、警備業法第4条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するものをいう。

2. 受注者は、交通誘導警備員を配置する場合は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1ヶ月ごとに監督員に1部提出するものとする。

なお、受注者は、合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出しなければならない。

また、検定合格警備員は、当該業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを掲示しなければならない。

第5条（安全教育等）

1. 受注者は、業務着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、作業月において安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 本業務内容等の周知徹底
- (3) 業務安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 当該業務における災害対策訓練
- (5) 当該業務現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

2. 受注者は、安全教育、安全訓練等の実施状況について、「安全訓練等実施報告書」により、監督員に提出しなければならない。

第6条（工程等）

業務実施は、監督員の指示により決定する。

なお、劣化状況等により、上記以外に作業を指示する場合がある。

第7条（休日・夜間等作業）

1. 受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督員に提出すること。

2. 受注者は、休日又は夜間に作業を行う場合は、「事故発生時連絡者届出書」を作業を行う前日までに監督員に提出すること。

第8条（施工管理等）

1. 作業状況写真は、同一箇所で行う施工前・施工状況・施工後を対比させて添付すること。

2. 各回完了時には、監督員の立会を受けること。

第9条（事故報告書）

1. 受注者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、被害者の救助を優先するとともに、二次災害を防止するための必要な措置を講じ、監督員及び関係機関に直ちに通報し、監督員が指示する様式（事故報告書）で指示する期日までに、提出しなければならない。

第10条（委託の検査）

1. 受注者は、業務を完了したときは、業務完了報告書に業務の内容に応じて次の関係書類を添えて発注者に提出するものとする。

なお、業務の完了を監督員が確認するまで、業務完了報告書を提出することができない。

- (1) 消灯点灯集計表（上半期業務に限る）
- (2) 出来高数量表
- (3) 作業実績報告書及び数量根拠資料（図面、数量計算書等）
- (4) 交通誘導警備員勤務実績報告書及び警備報告書（写）
- (5) 各種申請書・許可証、契約書（写）

- (6)打合せ簿
- (7)作業記録
- (8)記録写真
- (9)安全訓練等の記録
- (10)その他監督員が必要と認めた書類

第 1 1 条（その他）

1. 受注者は、当該業務にあたり、発注者と事前協議のうえ着手するものとする。また、受注者は、発注者から当該業務の依頼があった場合、48時間以内に現場確認の上、応急対応を実施することとする。
2. 本業務の当初数量は見込数量であるため、業務完了時には作業実績に合わせて数量を変更するものとする。
3. 受注者は、土木建築工事設計業務等契約書15条の規定に基づき、当該作業実績を所定の様式により作成し、毎月末に監督員に提出すること。（別紙「作業実績報告書」参照）
4. 当該作業にあたり、各関係機関に対する必要な諸手続は、監督員と打合せの上、受注者において迅速に処理する。
5. 修繕作業を行った道路照明灯については、その修繕経歴等について照明灯設備台帳に記載すること。
6. 管球取替について、ナトリウムランプへの取替を原則とする。ただし管球の在庫が切れた場合に限り、LED灯具に取替る。また、水銀ランプからナトリウムランプへの取替を行う箇所については、作業後速やかに電力会社に電力量変更の申し込みを行うこと。

第 1 2 条（資材価格高騰に対する特例措置）

1. 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。
2. 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

第 1 3 条（暫定単価方式の試行）

1. 本業務は、当初発注手続きの簡素化及び早期発注の観点から、暫定の単価及び歩掛（以下「暫定単価」という。）を使用して積算した「暫定単価方式」の試行業務である。
2. 特別調査及び見積りが必要な単価や歩掛については、過去の類似案件を参考に暫定単価を設定し、積算している。
3. 設定した暫定単価は、見積参考資料に示す。
4. 契約後、暫定単価は、適切な単価及び歩掛に変更するものとする。

令和 年 月 日

殿

受注者 住所
氏名

印

現場責任者届

業務名 _____

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏名(生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取得資格等 (取得資格があれば)		

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
<直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
(1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
(2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書
の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

事故発生時連絡者届出書

令和 年 月 日

南部総合県民局長 殿

代表者 住 所
商号又は名称
代 表 者

印

- 1 工事（業務）名等
- 2 路 線 名 等
- 3 工事（業務）箇所

上記工事の休日・夜間等における事故発生時の連絡者について、次のとおり届け出します。
なお、連絡者に変更が生じた場合には、遅滞なく届け出します。

	連絡する者の所属・役職	連絡する者の名前	電話番号
1			
2			
3			

※3名まで届け出可

< 遵守事項 >

- ① 公用携帯電話への発信は、県の休日・時間外に不測の事態が現場で発生した時に限ること。
- ② 届け出た3人以外には、公用携帯電話の番号を知らせないこと。
- ③ 携帯電話等へ登録した公用携帯電話の番号は、工事又は業務が完了次第（下請負者の主任技術者等にあつては、該当作業が完了次第）速やかに削除すること。

作業実績報告書

請負者 住所

氏名

業務名	R7阿土 国道195号他 阿南・橘他 照明灯修繕業務					
業務箇所	阿南市橘町江ノ浦他					
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					
日付	令和 年 月 日 (月分)					
材 料 品 目				現 場 作 業		
名 称	規 格	単 位	数 量	工 種	単 位	数 量
高圧ナトリウムランプ	NHT110W NHT180W	個		道路照明灯 消灯	箇所	
自動点滅器	200V 6A	個		道路照明灯 点灯	箇所	
安定器	200V 200W	個		高所作業車 出動回数 (消灯・点灯作業時は含まず)	回	
(記載)						